

杵築市お試し移住体験事業実施要綱

令和4年3月31日

杵築市告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者が、本市の風土及び日常生活を体感するために一時的に滞在する施設（以下「お試し住宅」という。）の設置及び貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(お試し住宅)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(貸付対象者)

第3条 お試し住宅を借受けできる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 大分県以外の市町村に住民票を有し、本市への移住を検討している者

(2) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、お試し住宅を利用できない。

(貸付申請)

第4条 お試し住宅を借り受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、お試し住宅の借受けを開始する日の3か月前から10日前までに移住・定住担当課へ電話、電子メール、ファックスのいずれかにより予約をしなければならない。

2 申請者は、前項の規定により予約をした場合、お試し住宅貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げるいずれかの書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(1) マイナンバーカードの写し（表面のみ）

(2) 運転免許証の写し（両面）

(3) 健康保険被保険者証の写し（表面のみ）

(4) その他申し込みに係る申請者が本人であることを確認できる書類

(貸付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、速やかにその内容を審査するとともに貸付けの可否を決定し、杵築市お試し住宅貸付許可書（様式第2号）を借受者に交付する。

(貸付の変更)

第6条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）が、当該決

定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更の手続きについては、第4条第2項及び前条の規定を準用する。
(貸付期間)

第7条 お試し住宅を貸付けすることができる期間（以下「貸付期間」という。）は、1泊以上30泊以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 お試し住宅の貸付けを開始する時間及び退去する時間は平日の午前10時から午後3時までとする。

(移住体験料等)

第8条 お試し住宅の貸付料（電気・ガス・水道及び下水道の利用料に相当する部分並びに受信料（日本放送協会に対して支払う受信料のうち地上契約に係るものに限る。）を含むものとする。）（以下、「移住体験料」という。）は、別表2のとおりとする。

2 お試し住宅の借受けに伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及び移住施設に備付けの器具以外の器具に要する費用は、借受者の負担とする。

3 借受者は、第1項に規定する移住体験料を、借受けの開始前に移住・定住担当課窓口へ納付書により前納しなければならない。

4 既に納付された移住体験料は還付しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない事由によりお試し住宅を借受けすることができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 借受者は、お試し住宅の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する趣旨以外の目的に使用しないこと。
- (2) 借受者以外の第三者に対し、お試し住宅を転貸し、又は使用させないこと。
- (3) 外出時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うとともに、住宅内は禁煙とすること。
- (6) 清掃を適宜行うとともに、ごみを適切に処理すること。
- (7) お試し住宅に備付けの設備及び器具以外で新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第10条 借受者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) お試し住宅の改修
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し

- (4) 文書、図面等の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 過度の水及び電気の使用
- (10) 前各号に掲げるもののほか、住宅の利用にふさわしくない行為

(貸付決定の取消し)

第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付決定を取り消すことができる。

- (1) 移住体験料を前納しないとき。
- (2) 前2条の規定に違反したとき。
- (3) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。

(明渡し)

第12条 借受者は、貸付期間が終了したとき又は貸付決定を取り消されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該借受者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 借受者は、前項の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従うとともに、第16条に規定する職員の検査を受けなければならない。
- 3 市長は、借受者が第1項の規定による原状回復を行わないときは、借受者の負担において、これを行うことができる。この場合において、借受者は、何ら異議を申し立てることはできない。

(立入検査)

第13条 市長は、住宅の防火、構造の保全その他管理のため特に必要があると認めるときは、第16条に規定する職員にお試し住宅の立入検査をさせ、又は借受者に対し適当な指示をすることができる。

- 2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入検査を拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は備品等を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第15条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びお試し住宅周辺で発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(管理)

第16条 お試し住宅の管理は移住・定住担当課とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の貸付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

施設名称	所在地
杵築市お試し住宅 (大田ハウス)	杵築市大田沓掛16番地2

別表2

施設名称	利用期間	移住体験料
杵築市お試し住宅 (大田ハウス)	1泊につき	2,000円
	15泊～30泊	30,000円